

第2章

出版統制法令の特徴による時代区分、及び エカテリーナⅡ世と貴族文化人の関係

第1章で考察したように、「18世紀末にかけて教養人、単に読み書きのできる人や書籍の愛好者などといったようにかなりの読者層が形成され」¹、しかも「読書層」の大半は貴族層から構成され、商人、下級官僚、学者などの雑階級とよばれる読者階層も現れた。貴族文化人は、読者として出版物の最大の消費者であると同時に、出版物の執筆者として出版物の供給者でもあった。そのため貴族文化人の出版活動は、出版統制関連の法令の整備と呼応することになった。

本論文では検閲ではなく、出版統制という用語を使用する。出版統制とは、上級の政治的あるいは宗教的権威における思想統制の重要な手段として一般的には定義されることが多い。出版統制を政治的検閲という観点からみれば思想統制と出版統制は同じであるといえるかもしれない。だが、木崎喜代治が「出版統制の歴史をふりかえる時、そこにはしばしば思想統制とは別の考慮が働いていることがわかる。それは経済的考慮である。出版活動は文化活動であると同時に経済活動でもある」²と主張するように、出版統制には思想統制という要素だけでなく、印刷物の製造、流通、販売に関する営業規制という要素も考慮されるべきである。

本論文では、出版統制は営業規制と内容規制、すなわち検閲の2つの密接に関連する要素から構成されているとの立場をとる。さらに、エカテリーナⅡ世の治世の晩年にはこれに検閲機関の整備が加わり、エカテリーナⅡ世の出版統制政策は、3つの構成要素から形成されると考える。

出版統制という用語を採用する根拠がある。すでに検閲機関が公式の国家機関として認められ、検閲規約も存在していた19世紀末に発行されたダーリの辞典では、「検閲とは手書き原稿を印刷するための審査、認可もしくは禁止する機関」³という説明がなされている。この定義からいくと、印刷所の設立、印刷所の独占権などの問題は検閲の範疇には入らず、印刷物の製造、流通、販売に関わる「営業規制」に相当する法令であると考えられることができるからである。

事実、18世紀の公式の法令のタイトルに「цензура (検閲)」、「цензор (検閲官)」といった言葉が正式に使用されたのは、エカテリーナⅡ世が死の直前に発布した検閲機関の設立と民営印刷所の廃止に関する1796年9月の勅令№17508においてである。それまで法令のテキスト、及びタイトルに使用されているのは、「свидетельство (証明)」、「надзор (監督)」、「проверка (審査)」、「рассмотрение (検討)」、「апробация (認可)」といった検閲の行為を示す言葉が、主として使用されている。一部の報告書などには「цензура」と「цензор」という言葉は使用されているが、現在使用されている「検閲」、及び「検閲官」の意味で使用されているよりは「批評・校閲」、「批評家・校閲人」の意味が強かったと考える。

さらに、辞書へのこの言葉の出現をみると、18世紀末に人文系のロシア・アカデミーが出版し、外国語をできるだけ排除した『ロシア・アカデミー辞典』にはこの言葉は記載されていない。この言葉が最初に登場した辞典は、1806年発行のN.M.ヤノフスキー編纂の『アルファベット順新語義解釈辞典』⁴となっている。アレクサンドルⅠ世(1777-1825 在位 1801-25)によりロシアで国民教育省管轄の下に正式の検閲委員会が発足し、検閲規約(Устав о цензуре)が整備されたのが、1804

年のことである。この言葉の辞書への正式の記載も、公式の検閲機関の発足と検閲規約の成立と関連していると思われる。

実際に 1796 年まで、ロシアには国家組織としての検閲機関も国家官吏としての検閲官も存在していなかった。したがって、「цензура」と「цензор」の言葉が、現在使われている意味での検閲、国家官吏としての検閲官の意味を獲得したのは 1796 年からと考えられる。この「цензура」と「цензор」の言葉の意味に関する問題については、1913 年に論文「エカテリーナ時代の検閲史」⁵を記したセメンニコフが「学者の検閲人の任務は、作品の学術的・文学的価値があるかを審査であるはずが、彼らは作品の文体や表現に関心を抱いた。検閲は、しばしば批評に変わった」と記している、批評人のニュアンスが強かったことを指摘している。さらに、同じ論文の中で、「科学アカデミーの書籍の審査手続きは、科学アカデミーを統括していた人物の意見によって変わったので、科学アカデミーの共通の審査規則はなかった」とも記している⁶。

陸軍幼年学校印刷所についての論文を 1940 年に記したシャムライは、検閲人を「手書き原稿の審査に関する意見を述べる専門家」⁷と評している。

さらに、18 世紀の科学アカデミー出版物の検閲問題に関する論文を 1970 年に記したチュリチェフは「18 世紀の科学アカデミーの出版活動で取り入れられていた «рецензирование (批評)» と «цензура (検閲)» の相違点と共通点を明らかにすること」⁸が論文テーマの一つであるとし、「рецензент (批評家)» と «цензор (検閲人)» の違いを考慮しなければならないと強調し、結論として「時には «критика (批評)» も «цензура (検閲)» の目的に沿うものではあるが、科学アカデミーの批評家の主要な任務は、作品の学術的・文学的価値の審査 (рассмотрение научных и литературных достоинства того или иного сочинения) だった」⁹と述べている。

前述のように、セメンニコフもチュリチェフも、科学アカデミーやモスクワ大学などの学者が主としておこなっていた「цензура」と彼らの職責「цензор」の意味が、現在使われている「検閲」、「検閲官」の意味と比べて、作品の学術的・文学的価値の「批評と校閲」、「批評家・校閲人」¹⁰の意味合いを持っていたとの論を展開している。

したがって、筆者も 1796 年の正式の検閲機関設立までに法令テキストや報告書で使用されていた «цензура» は審査、批評、校閲の意味であり、さらに «цензор» は批評家・校閲人の意味で使用されていると考える。また、検閲が持つ重要な要素である印刷の認可については、検閲人には最終認可権はなかったとする立場に立って論を展開していくことにする。また、筆者は 1796 年に国家官吏としての「検閲官」が出現するまでは、「検閲人」もしくは「審査人」という表現を原則として採用する。

18 世紀後半から末にかけて、雑誌、新聞などの定期刊行物を含めた図書の印刷点数が増えるにつれて、審査人はただ単に作品や翻訳作品の学術文学上の価値を評価するだけでなく、「神の法」に反していないかなどの国家政策やイデオロギーの観点から作品を審査することが求められるようになっていく。とくに、フランス革命後の外国の影響を憂慮したエカテリーナ II 世は、審査人に思想的評価活動を要求している。しかし、審査人は審査した内容について自分の評価を述べるだけで、実際の印刷認可権限は、例えば世俗書籍についてはポリスが、宗教書籍については宗務院が持っていたとされる。そして、エカテリーナ II 世が審査に具体的に介入していたのである。

1789 年以降、出版関連法は外国の影響力阻止を重要な目的として公布されている。そして、1790 年のタイトルではないが、法令テキストの中で言葉«цензура」、及び «цензор» が正式に使用されていることは何らかの関係があるように思われる。

これらロシアの出版統制に関わる法令は、18世紀のロシア社会が文化分野においてどのような状況にあったかを端的に示している。また、文芸活動・ジャーナリズム活動を中心とした啓蒙活動の推進者・庇護者であるエカテリーナⅡ世と一時的にせよ庇護された側の貴族文化人との関係を考察する材料を与えてくれる。

第2章以降で取り上げる出版統制関連法令に関しては、主たる文献資料である1830年出版の『ロシア帝国法律大全』、1862年出版の『1720年～1862年までの検閲法令集』、2003年出版の『文書にみるロシアのジャーナリズム：監督の歴史』の3つの資料に収録されておらず、先行研究によって存在が明らかにされている法令と今回筆者が研究調査の結果取り上げた法令文書等については斜体で記してある。

また、エカテリーナⅡ世以前の法令については、検閲法令集で取り上げられている法令が全てではないことをあらかじめ断っておきたい。ロシアの出版統制史を検討する上で、必要な法令に限定している。エカテリーナⅡ世とパーヴェルⅠ世(1754-1801 在位1796-1801)時代に関する出版統制関連法令については、ほとんど全て取り上げ、内容を考察している。

出版統制法令は、勅令、元老院令、報告書などの形式で出されている。元老院は、ピョートルⅠ世の時代に彼の不在期間に国政をあずかる最高機関として設置される。元老院は皇帝の命令を遂行するだけでなく、重要案件に対して仮の決定をくだし、のちに皇帝の承認を受けている。エカテリーナⅡ世治下の1763年におこなわれた元老院改革により、元老院は法案を提起する権限を失い、国家機関を監視・管理する役割と最高司法機関の役割を担うことになる。

時系列的に検討した出版統制関連法令については、印刷所の設立と印刷物の発行条件、流通、販売に関する**営業規制法令**、作品を審査し、印刷認可するといった出版物の内容に介入する**内容規制法令(検閲法令)**、及び検閲機関の設立などに関わる**検閲機関整備法令**との3つに区分した。この3つの分類の法令は、独立して存在するのではなく、相互補完する性格を有している。

さらに、エカテリーナⅡ世とパーヴェルⅠ世の治世を出版統制政策という視点から、第Ⅰ期は1762年～1782年までとしている。この時期は国家が出版産業を独占していた時期にあたり、内容規制に相当する法令はほとんどなく、印刷所設立などに関連した営業規制にあたる法令が多い。エカテリーナⅡ世は営業規制という形で、国内の出版業を保護した時期にあたる。第Ⅱ期は、1783年～1789年としている。1783年に民営印刷所の設立を認める勅令が発布され、出版業が国家独占でなくなったために、内容規制(検閲)が現れる。出版統制政策の方針は、国家管理から自立し始めた民間人の出版活動に対する監視となっている。第Ⅲ期は、1790年～1800年としている。この時期には検閲機関の整備に関する法令が多く出されている。出版統制政策の目的は、貴族文化人の出版活動に対する監視強化とフランス革命を初めとする外国の影響力の排除となっている。

また、庇護者エカテリーナⅡ世と庇護される側にあった貴族文化人との関係を出版統制関連の法令を通じて検討する。とくに出版・ジャーナリズム活動の観点から、出版者・編集者として活躍した批判勢力の中でも急進派のノヴィコフとラジーシチェフ、及び劇作家・社会評論家として活躍し、批判勢力で穏健派のフォンヴィージンら貴族文化人の出版活動に焦点をあて、発令された法令とどのような関連を有していたかを検討する。

そして、第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期それぞれに見られる特徴に焦点をあて、考察する。

2.1. エカテリーナⅡ世即位以前の出版統制関連法令（1720年～1761年）

出版統制制度は、ヨーロッパでは印刷技術が導入され、書籍が現れた15世紀中頃に整備され始められた。書籍の拡大と出版統制制度の整備は、常に並行して進展していた¹¹。ロシアでは、印刷術が18世紀初頭にピョートルⅠ世によって紹介され、書籍印刷業務を国家の管理下に置くために、出版統制法令が整備され始めている。また、ピョートルⅠ世は海外で新聞を含めた定期刊行物の意義を実感し、発行者兼編集者としてロシアで最初の定期刊行物『報知(Ведомости)』(1702-27)を刊行している。最初に、エカテリーナⅡ世に至るまでの出版統制に関わる法令を検討する。

1720年10月5日付け 元老院令：ロシア帝国 法律大全№3653 ¹²	キエフのペチョラ修道院とチェルニゴフ修道院を全ロシア総主教の直屬教会とすること、及び聖職参議会 ¹³ が認可した場合のみ書籍を印刷できることについて	内容 規制
---	---	----------

この元老院令が、出版統制に関する最初の法令に相当するとみなされている。これは、宗教権力に出版統制の権限を正式に認めたことを意味する最初の法令である。

1721年1月25日付け 元老院令：ロシア帝国 法律大全№3718 ¹⁴	聖職参議会の規則、もしくは規約 「宗教作品を書く者は、印刷する前に聖職参議会に作品を提出すること。聖職参議会はその作品に正教の教えに背くものがないか審査(рассмотреть)すること」と記されている。	内容 規制
---	---	----------

ピョートルⅠ世の治下、宗教書に関する審査が、1721年からおこなわれていたことを示す元老院令である。世俗書に関する審査は、基本的に存在していなかったとされる。ピョートルⅠ世が全ての出版物に関与し、学術書や科学書の普及をロシアの近代化のために積極的に促進し、出版点数もわずかだったことから、審査をする必要性がなかったと考えることができる。

1721年3月20日付け 宗務院令：ロシア帝国法 令集№3765 ¹⁵	宗務院の未認可で印刷された様々な絵画、祈祷書などの販売禁止、及び宗務庁による没収について	営業 規制
--	--	----------

聖職参議会から宗務院に改称された後に出されたこの宗務院令は、宗務院が宗教図書に対する出版統制を実際におこなうとの立場をロシア社会に対して表明したものである。

1727年10月4日付け 勅令：ロシア帝国法律 大全№5175 ¹⁶	サンクト・ペテルブルグには元老院と科学アカデミーのみに印刷所を残し、宗務院とアレクサンドル・ネフスキー修道院にある印刷所を宗教図書印刷のためにモスクワに転居する件について ピョートルⅡ世(1715-30 在位 1727-30)によって発布されたこの勅令には、「宗務院の報告にしたがって、元老院印刷所が法律文書を、科学アカデミー印刷所が歴史書を印刷するために、サンクト・ペテルブルグでは印刷所を2箇所限定する。ただし、歴史書は宗務院で認可(апробация)される。宗務院とアレクサンドル・ネフスキー修道院にある印刷所は、全ての印刷機と共にモ	営業 規制
---	--	----------

	スクワに移し、宗務院の管理下で宗教書のみを印刷する印刷所とする。さらに、宗務院は法と教会に反するものがなきように監督すること」と記述されている。	
--	--	--

ピョートル I 世の死後、宗務院が科学アカデミー発行の歴史書を含めて世俗書に関しても認可をだすことになったことがこの勅令から知ることができる。しかし、この状態は長くは続かず、1728 年には科学アカデミーは付属印刷所で印刷した世俗の科学書については独自に内部審査をおこなうようになり、宗務院の管理下には宗教図書のみが残った。

また、1728 年から、科学アカデミーは、サンクト・ペテルブルグで定期刊行物『サンクト・ペテルブルグ報知』¹⁷を発行し始めている。

1742年3月18日付け 元老院令：ロシア帝国 法律大全No8529 ¹⁸	科学アカデミーは、『サンクト・ペテルブルグ・ロシア報知』を元老院の認可後に印刷することについて	内容 規制
--	---	----------

エリザヴェータ帝 (1709-61 在位 1741-61) の治世にこの元老院令は、発布された。これは、元老院による事前審査に相当する。元老院の認可を受ける理由として、サンクト・ペテルブルグで発行されている『サンクト・ペテルブルグ報知』に多くの不正確な記事が載ったからであると説明されている。この新聞については、元老院が印刷認可機関となった。

エリザヴェータ帝の治世初期、科学アカデミーには総裁職がなく、学術書記として科学アカデミーを管理していたのはドイツ人の I.D. シュマーハである。また、当時の『サンクト・ペテルブルグ報知』の編集者は、不正確な記事掲載で取調べを受けたシュマーハの娘婿の II. タウベルト (1717-71) であった。外国人に対する不信感から元老院は事前審査を設けたとされる¹⁹。

1743年12月9日付け 勅令：ロシア帝国法律 大全No8832 ²⁰	宗務院が審査していないロシア語書籍の輸入禁止、及び宗務院による認可なく外国の宗教書を翻訳してはならないことについて	内容 規制
--	---	----------

この法令により、宗務院に翻訳を含めて宗教図書の審査、及び認可権限が付与されていることが確認されている。

この勅令以前に、1743年3月17日付けで発布されている元老院令により、元老院による科学アカデミーの印刷物に対する審査が強化され、宗務院の審査権限がかなり縮小されることになっていた。この元老院令の発布後、宗務院が審査できるのは宗教書に限られ、1727年から宗務院に与えられていた歴史書の審査権限はなくなっている。この結果、科学アカデミーと宗務院の関係は、全く新しいものになった。科学アカデミーは宗務院の干渉を受けなくなったが、宗務院の世俗書に対する審査権の要求は執拗に続いた。しかし、宗務院は世俗書籍の審査権を取り戻すことはできなかった²¹。

1746年5月に科学アカデミー総裁にラズモフスキー伯爵が任命され、1747年7月にエリザヴェータ帝は科学アカデミー規約を初めて承認した。このアカデミー規約により、科学アカデミーの出版物は科学アカデミーの内部審査のみを受けることになり、世俗書籍の審査権限は最終的に科学アカデミーに付与された。

アカデミー規約には、「科学アカデミー総裁の認可なくしてどんな書籍も、どんな学術論文も

印刷されることはない」と記されている。また、「アカデミー会員会議で作品が読まれるか、もしくは総裁によって依頼された人物が読むまではどんな書籍も印刷されることはない。そのために書籍の最初の頁には常にアカデミー総裁の署名と会議書記の副署による認可を印刷すること」²²とされ、科学アカデミーは1747年から法律上、自前の印刷物の内部審査権と印刷認可権を獲得している。

1750年8月25日付け 元老院令：ロシア帝国 法律大全No.9794 ²³	先の2人の皇帝治下の有名人を取扱った外国書籍は科学アカデミーに提出すること、その種の書籍があった場合元老院に送付すること、その種の外国書籍の輸入禁止について	内容 規制
---	--	----------

この元老院令は、最初に「全国民に知らせる」という文章から始まっている。この元老院令により世俗図書に関する審査原則が初めて明確に記された。また、「例外なく誰に対しても罰則が与えられる」と罰則が、明文化されたことも注目に値する。

1750年10月10日付け 元老院令：ロシア帝国 法律大全No.9805 ²⁴	ロシア以外で印刷された外国語の歴史書、系譜学書及び地理学書を所有している人物名の公表について、有名人物について書かれた書籍以外は今後海外から輸入を認めることについて	営業 規制
1751年11月3日付け 勅令：ロシア帝国法律 大全No.9903 ²⁵	皇室に関わる記事は、皇帝の認可がある場合のみ新聞に掲載することについて	内容 規制

以上、出版統制に関する主要な法令を取り上げたが、ここに全てを列挙したわけではない。しかし、ピョートルI世からエリザヴェータ帝の間に発布された法令の数は、それほど多くはない。1862年にピョートル大帝時代の科学と文学について記した学者P.P.ペカルスキー（1828-72）が、「ピョートルI世の治世時、出版業務は全て皇帝の管理下にあった。印刷所は、全て官営印刷所しかない。そのため、政府は自分達にとって有益な、必要なものしか印刷しなかった」²⁶と明らかにしているように、出版統制を特別におこなう必要もなかった。例えば、ピョートルI世治下では、1892年に検閲史を記したスカピチェフスキーが「ピョートルI世の決裁なくして印刷機から文字は、一行も印刷されることはなかった」²⁷と述べているように、厳しい管理がおこなわれていたと考えられる。

したがって、エカテリーナII世即位以前の時期においては、法令はほとんどが内容規制（検閲）にあたる印刷の認可に関するものとなっている。しかも、基本的に宗教とツァーリに関する法令に限定されていることが特徴となっている。

2.2. 第1期（1762年～1782年）エカテリーナII世による出版業の保護と育成

2.2.1. 出版統制関連法令（1762年～1782年）

第I期の法令には、エカテリーナII世がロシア社会において啓蒙を広めるための手段として、国内の出版業を国家主導で保護、育成したことが反映されている。また、第I期では、エカテリーナII世が貴族文化人に対して庇護をおこない、貴族文化人との協力が成立していたことが考察される。

<p>1763年9月6日付け エカテリーナⅡ世か ら元老院検事総長グ レボフに対する極秘 命令書²⁸</p>	<p>法、公序良俗、ツァーリとロシア国家を害する書物の販売の不許可と没収に関する措置を検討せよとの命令書</p> <p>「法と公序良俗とツァーリとロシア国家（закон, добрый нрав, мы и российская нация）に反し、全世界で禁じられている書物が科学アカデミーで頒布されていると聞く。例えば、ルソーのエミール、ピョートルⅢ世の回想録、フランス語版のユダヤ人の手紙などである。ペテルブルグとモスクワ市の書籍販売業者は、民営書店がいかなる管轄下にも置かれていないために公序良俗をけがす類の書物が流通していることを思い返す必要がある。よって、書店でかかる無秩序が生ぜぬよう監督（смотрение）怠りなきことを科学アカデミーに嚴重に申し付けるとともに他の書籍販売業者には図書の予約リストを毎年科学アカデミーとモスクワ大学に送付することを命じる。図書目録から法と公序良俗とツァーリに反する書物を削除することを命じる。このような書物が販売されていることが明らかになった場合、書店にある書籍については没収する。元老院にはこの命令を実施するための措置の検討を命じる。」と記述されている。</p>	<p>営業 規制</p>
---	---	------------------

極秘と書かれたこの命令書は、即位2年目にエカテリーナⅡ世が元老院検事総長 A.I. グレボフ (1722-90)宛てに出したもので、ロシア帝国法律大全には所収されていない。だが、エカテリーナ時代のロシア検閲史を記したセメンニコフは、この極秘命令書をエカテリーナⅡ世時代の出版統制に関する最初の法令として取り扱っている²⁹。この極秘命令は、ロシアに持ち込まれる書籍の審査をおこなう措置の検討を指示したものである。

エカテリーナⅡ世は、啓蒙君主として自ら国民の啓蒙に取り組み、国家の指導のもと教育・出版事業を推し進め、祖国の息子、忠実な臣民としての市民を作り出すことを願った。上記の勅令に関しては、同じく宮廷革命で即位したエリザヴェータ帝が皇室に関する記事に対して警戒心を抱いた時の事情が想起される。ドイツ人君主エカテリーナⅡ世は、自己の皇位の正当性について常に配慮する必要があったからである。

上記の命令を受けて、元老院検事総長グレボフは科学アカデミー官房に対し、無認可の外国作品のロシアへの持ち込みと販売阻止方法に関する報告書の策定を命じた。科学アカデミーのアルヒーフに1763年に作成された科学アカデミー官房の提言書が、保存されている。

この元老院宛ての報告書は、科学アカデミー官房のタウベルトによって策定されている。科学アカデミー官房が提出した提言は、1) 科学アカデミー官房は、科学アカデミーから外国書籍取り扱いの特権を授与していない民間人に外国書籍の取り扱いを認めない。取り扱っていた場合には、書籍を没収する、2) 書籍を購入したい者は、科学アカデミー書店で予約購入できるようにする、3) 科学アカデミー書店経由ではなく、書籍を売買したい者で、サンクト・ペテルブルグ港から書籍を持ち出す場合には、アカデミー官房に書籍リストを提出し、書籍検査人が審査をしなければならない。リガを含めて、その他の全ての国境税関においては地元の行政幹部が審査をおこなうこと、4) 現在サンクト・ペテルブルグ港においては持ち込まれた外国書籍の審査をするかどうかは、9等文官ライコヴィチが決めている。彼は他国で出版された新刊書について、な

ら情報を有していない。よって、外国語の素養があり、文学史の知識があり、外国の教えや新しい書籍について記されている政治新聞や雑誌などを読めるような人物に審査を委ねる必要がある、5) 任命された人物が書籍を審査していない場合は、どんな書籍も税関から出さない、6) 禁止書籍となるのは、キリスト教の教えと市民社会の基礎を否定する書籍、誘惑的で、しかも公正な道徳心に有害な書籍、国家と民族と特定の個人の尊厳を冒すような誹謗・風刺書籍である。こういった書籍と作品については目録を作り、持ち込まれた書籍を審査に付すことを決定する人物に目録を出すこと、7) 疑惑本に属する書籍として、ロシアについて虚偽が記されている書籍がある。しかし、他国の例に倣って、その種の書籍は本当に禁止するのではなく、その種の書籍が持ち込まれて販売されないように監督するだけのほうがよい、8) ヨーロッパ諸国やキリスト教国にて許されているのであれば、わが国の統治形態や東方教会の意見にあわない書籍についても完全に禁止書籍にする必要はない、以上8項目となっている。

ここには港と税関に書籍商が海外から購入する書籍を監督するために、いわゆる書籍審査をおこなう必要があること、審査人はしかるべき外国語と文学の知識がある人が任命されるべきであると記されていて、出版統制の必要性を訴えている。それと同時に、寛容の態度をとる必要性も強調されている。

そのため、このアカデミー官房の提言書の最後には、「科学と人間の理性の啓蒙が達成されるためには、書籍を読む自由を取り上げるようなことはできない。また、科学アカデミーは、持ち込まれる外国書籍の普及を阻止すべきではないと考える」として、科学アカデミーは啓蒙活動の進展を阻害することになる外国書籍の輸入禁止には反対する立場を明確に示した。また、エカテリーナⅡ世もこのアカデミー官房の提案を実行することはなかった³⁰。

しかし、この極秘命令書には、その後の出版統制に関わる規則を見出すことができる。1) 審査の基本を法、公序良俗、ツァーリ、ロシア国家としていること、2) 審査機関として科学アカデミーとモスクワ大学を指名していること、3) 違反した場合には書籍の没収という罰則規定が設けられていることである。また、内容審査する時の審査原則は、その後何度も出版統制関連法令の中で繰り返されており、基本原則となっている。

また、エカテリーナⅡ世が危険視したとされるルソーの『エミール』の完訳は18世紀中に出版されることはなかったが、1779年にはノヴィコフが抄訳を出版している。この他に、ルソーの作品は『新エロイズ』、『告白』、『人間不平等起源論』などは露訳されているが、ピョートルⅠ世を批判した『社会契約論』の翻訳は出版されていない³¹。

<p>1771年3月1日付け 元老院令：ロシア帝国 法律大全№13572³²</p>	<p>外国人ハルトゥングにサンクト・ペテルブルグで、外国語の印刷をおこなう民営印刷所の設立と活字の鑄造に関する特権を与えることについて</p> <p>この元老院令によってロシアで最初の民営印刷所が出現した。ただし、この元老院令には5つの付帯条件がつけられている。「1) キリスト教の法、政府官房、公序良俗 (христианские законы, правительство, добронравие) に背かないこと、2) あらゆる公報文書を印刷することは許される。ただし、ポリスの認可があること、3) 全ての外国語による作品の印刷は可能だが、官営印刷所の収入を減少させないために、ロシア語で作品を印刷してはなら</p>	<p>営業 規制</p>
---	--	------------------

	ないこと、書籍に関しては科学アカデミーの認可、公文書類についてはポリスの認可なしに印刷してはならず、違反した場合には特権の没収、失効がありうること、4) ロシア語と外国語の活字は官営印刷所にものみ販売が許されること、5) 外国語による印刷所の特権は、申請者ハルトゥングとその後継者に与えられるが、他の者も同様に特権を受けることができる」と記されている。	
--	--	--

これらの条件の中で特筆すべき点は、営業介入の観点から他の官営印刷所の経済利益を保護していること、しかも、特権が独占でないことを明確にしている点である。特権が広く開かれていることに、エカテリーナⅡ世による当時の政策の一端を垣間見ることができる。印刷認可は、世俗図書に関しては科学アカデミーが、公文書類はポリスが出すと規定されている。ここでも遵守しなかった場合、特権の剥奪と失効がありうると記されている。また、世俗図書などに関して印刷認可を出すのが科学アカデミーとポリスであることが明確に記載され、宗務院の役割は一切触れられていない。このような状況は宗教権力の不満をよびおこし、後に宗務院が世俗図書に対する審査権を要求する原因となっている。

この特権付与の元老院令が科学アカデミーの植字工ハルトゥングに出される以前に、すでに民営印刷所の設立に関する請願書が元老院宛てに数多く出されていることが、資料で明らかになっている³³。例えば、後に芸術アカデミーの総裁を務め、サンクト・ペテルブルグ公共図書館の初代館長となったA.S.ストローガノフ伯爵(1733-1811)も請願書を出した一人である。彼は1768年に自宅に印刷所と読書図書室を開設したいと元老院に請願書を申請したが、却下されている³⁴。

元老院には、様々な人物から印刷所設立の請願書が持ち込まれていた。1776年に民営印刷所設立の特権を受領したシノールも、1772年に最初に特権申請をおこなった時は、「有益な図書を印刷して増やすよりも、禁書を秘密裏に印刷するほうがより有害である」³⁵として拒否されている。このような事実は、広く解放された出版のイメージをつくりだそうとする一方で、政府が印刷の独占権をまだ手放す意志がなかったことを示していると考えられる。

以上見てきたように、たとえ外国語だけによる書籍の印刷許可であったとしても、1771年の法令はロシアの書籍業務(製造、流通、販売)の発展に大きな役割を果たしたと同時に、審査機関、及び印刷認可機関として科学アカデミーとポリスが初めて公の文書に明記されることになったことは重要な意味を持っている。

官営印刷所については、印刷所の幹部が審査業務をおこなっていたのが通例で、例えばモスクワ大学ではモスクワ大学印刷所での自前の作品の印刷認可は、1762年からはシュヴァーロフ理事がヘラスコフを検閲人として任命したが、難しい問題に関しては理事が責任をもって対応した。後に大学の検閲人となったのは、修辞学のバルソフ教授であった。

科学アカデミーに関しては、アカデミーの自前の作品に関する印刷認可はアカデミー会員会議で、持ち込まれる原稿の審査に関して特別に1776年まではアカデミー会員のルモフスキーが、その後はコチェリニコフが検閲人として任命されている。

陸軍参議会の印刷所については、参議会の官吏が印刷所で印刷の審査・監督にあたり、モスクワの陸軍幼年学校印刷所では主任教授が印刷物の審査にあたり、海軍幼年学校印刷所では主任監査官が、砲兵技術幼年学校印刷所では学校官房が審査にあっている。すなわち、統一の審査組

織は存在していなかったし、審査手続きも審査基準も存在せず、印刷所を所有している組織の幹部が独自に審査をおこなっていたのである³⁶。

1775 年付け元老院令 37	官営印刷所に民間人に対して印刷用活字の販売を禁止すること について	営業 規制
--------------------	--------------------------------------	----------

エカテリーナⅡ世の勅令に従って、印刷所を所有する国家機関に対して元老院令が発布された。この元老院令では、外国語書籍だけを印刷しているバルト海沿岸の県を除き、官営印刷所は民間人に印刷用活字を販売してはならないと記されている。

これは、1771年のハルトウングへの特権付与後、元老院に民営印刷所設立の特権付与を願い出る請願書が多く届いたことに対し、間接的にエカテリーナⅡ世が民間人による民営印刷所設立については、あくまでも国家の認可の下で判断されることを示している。1775年の地方改革により、各県に印刷所の開設が認められている。だが、地方行政レベルでは印刷所を実際に開設し、運営できる人材はまだ育っていなかったため、印刷所が開設され、運営されることはわずかであったとされる。

元老院は新しい特権を与える前に印刷所の現状を知る必要があると考え、すでに1773年1月29日付けで「印刷所がどんな根拠で設立され、どんな審査がおこなわれているか報告せよ」と命令を出している。それに基づき、1773年、1775年、1776年と3回にわたって印刷所から元老院に対して報告がおこなわれた。1773年には12の印刷所から報告書が提出されている。これらの報告書の内容は、印刷所の設立経過、活動目的、経営体制、審査の方法などとなっている。

この報告書に基づいて元老院で討議がおこなわれた。討議結果は、決済として1773年11月18日付けで元老院第一部の議事録に「印刷される書籍の審査をおこなう世俗者と宗教者の特定に関する計画を策定し、元老院の審議に付すこと」と記されている。サマーリンは「この元老院の決議は、元老院が特別検閲委員会の設立案の準備を始めたことを意味する」³⁸と主張する。1773年にすでに元老院が出版統制の必要性について考慮していたと考えられる。

1776年1月19日、エカテリーナⅡ世に対して「ロシアの印刷所の状況報告書」³⁹が元老院から提出されている。これは各印刷所から元老院に1773年と1775年に出された報告書をまとめたものである。エカテリーナⅡ世宛ての報告書の中で、元老院は「すでにできあがっている制度を壊す必要はない。しかし、元老院としては印刷所を所有している機関に対して外国の印刷所でおこなわれているように、既存の書籍審査を事前におこない、何も未認可の書籍が出版されないようにし、書籍の奥付に検閲人証明を記すことを命令する必要があると考える」⁴⁰と述べている。これは、元老院が事前審査をおこなうことをエカテリーナⅡ世に勧告している報告とみなすことができ、この時点でエカテリーナⅡ世が印刷所と出版統制問題に関心を寄せていたことを示している。

この1776年の報告書には「цензор」という言葉が使用されている。この報告書には、すでに1723年に出版関係法が採択、適用され、ルイXIV世(1638-1715 在位 1643-1715)統治の時代までに出版統制制度がしっかりとできあがっていたフランスの影響を検閲人の署名制度の提案などに見ることができる⁴¹。この報告書作成のもう一つの理由は、1767年から1773年にかけて、書籍の印刷を増やす必要性に迫られていた一方で、官営印刷所の経営状況の悪化があった。国家財政が危機にあったため、国営機関や行政機関を維持することが難しく、最高枢密院が体系的に印刷所を含めてその収支を詳しく報告させていた⁴²。

その大きな原因は、「全く出版業に関心や経験がない人物が印刷所のトップについていたこと」や「官僚が管轄下にある印刷所に十分な予算を回さなかった」⁴³ことにあるとされる。科学アカデミー印刷所の技術者A.ルィコフは1772年2月10日付けの印刷所に関する現状報告で、「調査してみてもわかったのはもうすでに印刷所とは言えない印刷所がある」⁴⁴と記し、印刷所として機能していない官営印刷所が存在していることを明らかにしている。

このような状況から、エカテリーナⅡ世と元老院は、民間人に印刷所設立の許可を与えつつ、その一方で既存の官営印刷所の経済的利益が侵害されないよう配慮した。だが、官営印刷所の経営状態の悪化が、民間人が印刷所を賃借できる可能性を生んだことも事実である。また、エカテリーナⅡ世も民間人への活字の販売を禁止したが、公には民間人が官営印刷所を賃借し、出版活動をおこなうことを妨害することはなかった。

前述のように、民間人が官営印刷所を賃借し、書籍を印刷・発行し始めたことは、出版業が国家独占であった時代から制限付き出版の自由の時代へ徐々に移行しつつあったことを示している。

<p>1776年8月22日付け 元老院令：ロシア帝国 法律大全№14495⁴⁵</p>	<p>書籍商ワイトブレヒトとシノールに対する民営印刷所の設立許可について</p> <p>この設立許可には付帯条件がつけられてはいたが、外国語だけでなく、ロシア語による書籍印刷をおこなえる民営印刷所の開設が認められた。付帯条件として、「1) ロシア語、及び外国語で書籍を印刷できるが、ロシア正教会、政府官房、公序良俗(православная грековосточная церковь, правительство, добронравие) に反してはならないこと、2) 公文書は、ポリスの認可がある場合にのみ印刷できること、3) ロシア語活字と外国語活字は官営印刷所には販売しても良いが、民間人には一切販売してはならないこと、4) 別の印刷所で印刷されたロシア語書籍と外国語書籍を再版することは認めない。ただし、初版の印刷所の同意がある場合を除く、5) ポリスの許可なしでいかなる公文書も印刷されないようにポリスが監督を、宗教書については宗務院が、世俗書に関しては科学アカデミーが特別に監督すること」と明記されている。</p>	<p>営業 規制</p>
--	--	------------------

ここでも再版による印刷物販売を禁止することにより、営業規制をかけ、民営印刷所が他の官営印刷所の利益を侵害しないように、官営印刷所の経済的利益保護の立場が強調されている。また、この法令で初めて宗教書は宗務院、世俗書は科学アカデミー、公文書類はポリスというように監督機関とその監督範囲が法令で明確に規定されることになった。しかし、法令遵守の点で重要な意義をもつ罰則規定は何も記されていない。ただし、この審査監督の規定は、民営印刷所のみ適用され、官営印刷所が自前の作品を印刷する場合には、印刷所の幹部がこれまでと同様に作品の審査権と印刷認可権を留保していたのが特徴である。1783年の民営印刷所設立に関する法令が出されるまでの間、民営印刷所の設立許可を取得できなかった貴族文化人や書籍商などの民間人にとって都合のよい出版印刷業に進出できる形態として、官営印刷所を賃借する形式が生まれている。官営印刷所の経営状態が悪化していたからである。

例えば、1773年から1776年まで官営の砲兵技術学校の印刷所を賃借したのは製本工兼書籍商I.K.シノールら外国人であった。また、モスクワ大学印刷所を1779年から1789年まで賃借したのは、ノヴィコフであった。モスクワの元老院印刷所を1778年から1779年まで賃借したのは、印刷職人兼書籍商O.G.メイヤーであり、1780年から1784年まではF.ギッピウスであった⁴⁶。官営印刷所の賃借という形態で、貴族文化人と商人は、着実に出版業へ進出を果たした。だが、各印刷所の幹部は印刷所を貸与はしたが、その作品に関する審査権と印刷認可権は留保していたのがこの形態の特徴である。

1776年10月17日付け元老院令：ロシア帝国法律大全№14520 47	ベラルーシ県カトリック教会印刷所で、7言語による書籍印刷するためのロシア文字の使用に関する許可について	営業規制
---	---	------

この元老院令は、ベラルーシ県知事 Z.G.チェルヌイショフ伯爵 (1722-84) から提出された報告に基づいて出されている。ベラルーシ県のカトリック教会の主教が、現地の若者のために様々な言語で初等教育図書を印刷するために、ロシア語活字を自分達の経費で購入したいと申し出ている旨の報告書である。

報告を聞いた元老院は、5つの付帯条件を出している。1) ロシア語書籍を印刷する際にはロシアの宗教書と法律に背かないようにすること、2) 監督、もしくは校閲は、県知事に依頼すること、3) ロシア語の活字を独自に所有することを望む場合と他の印刷所で出版されたものを再版したい場合には、県知事と現在特権を所有しているワイトブレヒトとシノール宛てに、正確に再版したものを送付することとなっている。

これまでは正式の法令ではなく、報告書といった形式の中で «цензура» という言葉が使われた例は見られたが、1776年の法令テキストの中で初めて «цензура» という言葉が現れている。しかしながら、この言葉については最初に説明をしたように現在の「検閲」が持つ審査、印刷認可よりも、批評、校閲の意味合いを強く持っていると考えられる。

このように、エカテリーナ二世と元老院は1775年に極秘命令書まで出し、印刷用活字を民間人が購入することを厳しく制限してきている。しかし、書籍に対する読者層の需要は高く、徐々に民間人に対して活字の購入も認めざるをえなくなっていることをこの元老院令は示している。

また、先に特権を受領したワイトブレヒトとシノールの経済的利益を考慮し、著作権保護についても触れた文章となっていることも特徴である。

1780年2月20日付け元老院令：ロシア帝国法律大全№14985 ⁴⁸	科学アカデミーで印刷される暦、及び書籍を他の印刷所で印刷することを禁止することについて	営業規制
--	---	------

科学アカデミー院長 S.G.ドマシネフ (1743-95) から元老院宛てに「砲兵技術学校印刷所を賃借しているクレーン氏が1780年度の科学アカデミーの暦を再版している。こういった書籍の再版は、科学アカデミーに損失を与え、科学アカデミーの権利が侵害されている」との報告書が提出されている。そのため元老院は、他の印刷所に対して科学アカデミー発行図書の複製を禁止した。この法令発布の目的は、官営の科学アカデミー印刷所の権益保護、出版権保護にあたる。

1780年4月8日付け 元老院令：ロシア帝国 法律大全№15001 ⁴⁹	科学アカデミーとモスクワ大学で発行される報知には全国民向け法令、及び政府から印刷せよと指示があったものだけを印刷する件について	営業 規制
---	---	----------

これは、印刷業務と印刷内容の介入を示している。元老院検事総長 N.P.レザーノフ(1764-1807)は、公衆には知らせる必要がない記事は報知に印刷するべきではないとし、必要な記事のみを新聞に掲載することを元老院に提案した。元老院は科学アカデミーとモスクワ大学に対し、両機関が発行する報知には国民に知らせよとされた法令と政府から印刷せよと特別の指示がある記事のみを印刷し、その他の記事は印刷を控えるようにと命令している。

具体的には、科学アカデミーが発行している新聞『サンクト・ペテルブルグ報知 (Санкт-Петербургские ведомости)』とモスクワ大学が発行している新聞『モスクワ報知(Московские ведомости)』⁵⁰を指す。

これは、国民の不満や動揺を引き起こす可能性のある国家法令については秘密制度を導入することを謳った内容である。政府が公衆に余分な情報を与える必要はない、法令などは国家官吏にまで伝わればよいとの立場をとっていたことを示し、情報を制限付きで発信していたことを端的に示す法令である。この元老院令にも、5月31日付けの元老院令にも公衆(публика)という言葉が使用されている。この時代の公衆とは、報知などを購読している教養ある読者を対象としていることがこの法令によっても明らかである。

1780年5月31日付け 元老院令：ロシア帝国 法律大全№15019 ⁵¹	民営印刷所と民間施設での宗教図書の印刷に対する監督について	営業 規制
--	-------------------------------	----------

様々な世俗施設や民営印刷所にて神について議論するような作品が印刷され、公衆向けに出版されている。よって、民間施設と民営印刷所で神に関する書籍を印刷する前に、審査と認可を受けるために宗務院に送付するように、そして宗務院が認可しない場合は、そういった書籍の印刷禁止を強く求める内容の報告書が宗務院から元老院に提出された。

これは、執拗に宗務院が審査権を取り戻そうと努力している姿を示している。この報告書に対して、「再び命令書を出す必要はない、各々の役所や民営印刷所には宗教に関する作品が公衆向けに、印刷発行されないように宗務院が監督すると明文化されている」と、元老院は宗務院に返答している。これは元老院が、宗教書は宗務院の審査案件であることを再度確認したものである。

当時、フリーメーソンがロシアの貴族社会に大きく浸透し、その影響力を何よりも宗教権力が恐れ、フリーメーソンに対抗する措置を常に採り続けていたことを示す。だが、実際には元老院とエカテリーナⅡ世は再び命令を出す必要はないとの態度をとっており、1780年の時点ではフリーメーソンらの活動に対し、エカテリーナⅡ世があまり警戒心を示していなかったことが読み取れる。1862年の検閲法令集には法令として掲載されていないが、印刷所設立の特権は民間人に発布され続けている。1780年12月23日にはライプツィヒの書籍商で、印刷所職員ブレイトコプフに対して印刷所設立の特権が与えられている⁵²。ただし、印刷所で製造される活字は官営印刷所と民営の特権印刷所には販売してもよいが、民間人には決して販売してはならないなどこれまでの法令に記されていた同じ条件が付帯されている。

官営から民営への移行の一形態として印刷所の賃借という形で、民間人はすでに出版業界に積

極的に進出し続けている。1782年8月22日には印刷所設立の特権が、科学アカデミーの書店責任者E.K.ヴィリコフスキーと翻訳官F.ガルチェンコフにも与えられているし、同年12月8日にはメイヤーにも与えられている⁵³。

前述のように、印刷所設立の特権発布の請願書が申請され続けている状況を考慮して、エカテリーナⅡ世はついに1783年に民営印刷所の設立を許可する勅令を発布した。この背景にあったもう一つの理由は、モスクワとサンクト・ペテルブルグで民間人が所有、もしくは賃借する印刷所が1776年から1783年1月までの間でロシア語の全書籍の4分の1以上をすでに印刷していたという出版界の実情である⁵⁴。また、エカテリーナⅡ世はロシアの読者層、とくに君主を支持する層となるはずの上流貴族層のみでなく、地方に住む中小貴族層の文化的要求を考慮せざるをえなかったのである。

2.2.2. エカテリーナⅡ世による出版・文芸活動庇護

第1期(1762年～1782年)の出版統制法の第一番目の特徴は、書物の印刷・流通・販売過程への介入を意味する営業規制に関する法令が、ほとんどを占めることである。

この時期に新しい印刷所設立に関する法令を立て続けに出していることは、エカテリーナⅡ世が啓蒙をロシアに広めるために出版産業と文芸活動を庇護していたことを示している。また、この時期は、エカテリーナⅡ世の治世初期の政策の特徴とされる自由主義的傾向が、出版統制分野の法令にも見られる。

ロシアで本格的に出版統制問題が提起されたのは、印刷術の普及、及び民営印刷所の登場と深い関わりがある。1771年に民営印刷所が登場するまで、ロシア国内の印刷所は公文書を主として印刷した元老院印刷所(1721年)、歴史書の印刷から始まった科学アカデミー印刷所(1728年)、海軍幼年学校印刷所(1753年)、モスクワ大学印刷所(1755年)、陸軍幼年学校印刷所(1757年)、軍事参議院印刷所(1763年)、宗務院印刷所(1764年)、砲兵技術学校印刷所(1765年)⁵⁵など、全て官営印刷所であり、出版は国家の独占産業であった。括弧内の数字は開設年を示している。

この営業規制法令は、印刷所が官営だけの場合には必要がなかった。また、全ての印刷所が官営であった時には、国家、すなわちエカテリーナⅡ世が出版印刷分野を独占し、表現・情報伝達手段を完全に掌握していたことを意味する。1771年にロシアで最初の民営印刷所が設立されたことにより、制限付きではあったが、出版の自由化が始まったことは画期的な出来事である。

しかし、国家が民営印刷所の設立を特権事項として民間人に与えたことは、官営印刷所との競争が生じることを意味した。したがって、エカテリーナⅡ世は既存の官営印刷所の権利を保護する目的もあり、権利侵害が生じないように営業規制に関する法令を治世初期に発布した。

出版統制は、文芸・ジャーナリズム活動を含めた啓蒙活動と深く関連している。啓蒙活動は、西欧の思想や文化を広める手段として書物の普及を促進した。書籍は第1章で見えてきたように、主要な「読者層」であった貴族の知的世界を豊かにし、印刷所の拡大の必要性を生み出した。

エカテリーナⅡ世は、治世初期には「立法委員会」⁵⁶の活動では具体的な成果はなかったとしても、1770年代には外交政策面ではトルコとクチェク＝ガイナルジ条約を締結し、黒海北岸を獲得するなど成果を治めている。また、内政面でも1773年から1775年にかけてのプガチョフの反乱を鎮圧し、1775年には地方行政改革をおこなうなど、専制君主としての立場を強固なものにしている。

即位当初、エカテリーナⅡ世は開明貴族の数の増大を目標に、文化庇護政策をおこなっている。エカテリーナⅡ世はロシアの近代化のために啓蒙活動の進展を最重要方針に定めており、出版活動を通じての教育活動を主要な柱と考えていた。そのため、この政策は定期刊行物の発行を含めて文芸活動の庇護といった形で、表れている。治世当初、エカテリーナⅡ世が積極的に文芸活動の保護をおこなった目的は、文芸活動を国家事業と考えていたことと関連している。さらに、自ら思考し、意見を表明できる開明的な貴族を育て、彼らを自分の周囲に配置し、ロシアの近代化を推し進めることにあったからである。

このようなエカテリーナⅡ世による貴族文化人の育成や文芸活動保護の姿勢は、出版者ノヴィコフとの関係に観察することができる。

治世初期、エカテリーナⅡ世は積極的に啓蒙活動に参加し、様々な協会の設立とその活動に関与している。協会、クラブ、及びサロンは、貴族文化人の中心的な活動場所であった。1765年にヨーロッパに倣って、ロシアにおける農業と経済の発展を目的に「自由経済協会(Вольное экономическое общество)」が設立されている。この協会の設立を提案したのは、エカテリーナⅡ世の宮廷司書官タウベルトとされる。この協会は雑誌『自由経済協会論作集』を年に3回発行し、農業や経済問題に関する外国の雑誌や新聞記事の翻訳、及びロシア人作家のオリジナル作品などを掲載した。また、協会設立当初には農奴制をテーマにした懸賞論文コンクールなどがおこなわれており、協会の活動にはエカテリーナⅡ世の意向が働いていたとされる。

1768年にはエカテリーナⅡ世は「立法委員会」のために首都に集められた豊かな人材を登用し、外国語の知識を持たないロシアの読者に、西側の啓蒙思想家の作品を広める目的で、「外国書籍翻訳促進協会」を科学アカデミーの下に設立した。この協会の設立者として3人の人物が、公式に指名されている。科学アカデミー院長オルロフ伯爵、ヴォルテールの文通相手シュヴァーロフ伯爵、そして、エカテリーナⅡ世の宮内官コジツキーである。この協会を事実上、指導したのはコジツキーであり、彼がどの作品を翻訳するかを決め、エカテリーナⅡ世から拠出された年間5,000ルーブルの助成金を管理した。この協会が抱えていた翻訳者は、当初科学アカデミーの翻訳者だけであったが、しだいにそのメンバーは拡大し、文芸関係者110人ほどがこの協会に翻訳活動に従事したとされる。その中にはボグダノーヴィチ、デスニツキー、P.V.イノホドツェフ(1742-1806)、クニャジニン、コゼリスキー、コジツキー、リョーフシン、ラジーシチェフといった学者や文芸家などが含まれている。

1913年にこの協会に関する論文を書いたセメンニコフが「協会の設立は文芸活動の頂点に立っていたエカテリーナⅡ世の意志とその方向性を反映している」⁵⁷と書き記しているように、エカテリーナⅡ世が文芸活動を重要な国家啓蒙事業であると考えていたことを示している。

この協会は1783年まで存続し、その間に173巻112タイトルの翻訳書を出版している。主として、歴史書、地理書、科学書などで、その他にフランス啓蒙主義作家の作品を積極的に翻訳し、コルネーユ、マブリー、モンテスキュー、ヴォルテール、ルソーの作品、及び百科全書などを翻訳した。この協会の翻訳作品の検閲人であり、編集者であったのが、科学アカデミー常任書記のレピョーヒンである。彼は「自分の仕事は持ち込まれた翻訳作品を審査し、そして、その作品が印刷できるかどうかの意見を明らかにし、私が印刷することを認めた時、私が作品を校閲し、署名する」⁵⁸と検閲人の業務内容を明らかにしている。これは、どんな作品でも科学アカデミー印刷所で印刷される場合は、科学アカデミーで内部審査がおこなわれていたこと、さらに検閲人の業務が、審査・校閲だったことを示している。

そして、この協会は後にノヴィコフが設立した「出版促進協会」と協力して書籍を出版し、啓蒙活動に積極的に参加している。ここにエカテリーナⅡ世と文化人との協力関係の一例を見ることができる。

その他に、文芸活動と出版活動に対する庇護者としてのエカテリーナⅡ世の立場は、風刺雑誌の発行に見ることができる。エカテリーナⅡ世が「読者層」の中心を占める貴族が彼女自身の政策の支持者となることを期待していたことが、文化活動の庇護者の態度に反映されている。

1769年、エカテリーナⅡ世は、社会の気風の矯正・教化を目的に風刺雑誌『一切合切』(1769-70)の発行を発案し、科学アカデミー印刷所からこの雑誌は刊行された。この雑誌には、元老院メンバーのシュヴァーロフ伯爵、宮内官フラボヴィツキー、皇室劇場の総裁を務めたエラーギン、劇作家スマローコフやフォンヴィージンなど、多くの貴族文化人が匿名で参加している。その他に、イギリスの雑誌『Spectator』⁵⁹やフランスの雑誌の翻訳記事が掲載されていたのが特徴である。

『一切合切』は第1号が無料で配布されたため人気を博し、1,692部発行された。だが、最終号の発行部数は500部となり、時が経過するにつれて人気は翳っている。しかし、エカテリーナⅡ世が計画していたように、1769年には雑誌『一切合切』に続いて、作家チュルコフが海軍幼年学校出版所から雑誌『あれやこれや(И то и сию)』を、作家エミンが海軍幼年学校印刷所から雑誌『悪魔通信(Адская почта)』などを次々と発行する。ただし、その中で唯一1770年まで発行され続けたのはエカテリーナⅡ世に議論を挑んだノヴィコフが科学アカデミー印刷所で印刷し、発行した雑誌『雄蜂(Трутень)』のみであった。こういった雑誌に掲載された作品の審査権は、科学アカデミーの印刷所が印刷する限り科学アカデミーの幹部にあった。

『一切合切』の刊行は、書籍の出版によりロシア社会に形成された読者層に対し影響力を行使し、思想の方向付けをおこなおうとしたエカテリーナⅡ世の最初の試みであるとされる。それと同時に、立法委員会(1767-68)の活動停止や専制主義や経済・社会政策に不満を持つ人たちの批判をかわすための試みでもあり、エカテリーナⅡ世の政策の主要原則を説明する試みでもあった⁶⁰。すでにこの時点で、エカテリーナⅡ世にとって、書籍の出版は単なる文化政策だけでなく、政治的な意味を持つようになっていく。

この時期、ロシア演劇が急激な発展を見せており、『一切合切』の廃刊後の1771年からエカテリーナⅡ世は、戯曲に関心を示している。フォンヴィージンが1769年に発表した『旅団長(Бригадир)』は古典主義の原則に基づいて書かれた喜劇であったが、ロシアの現実生活を題材にし、生き生きとしたロシア語で書かれ、ロシア演劇の発展に多大な影響を与えた作品である。1772年には、エカテリーナⅡ世自身が、『おお時よ(О время)』などを初めとして全部で5つの喜劇⁶¹を記し、作品の中で奢侈、無知、皮相な模倣といった貴族社会の道德問題を取り扱い、貴族社会への影響力を行使しようとした。しかし、演劇でのエカテリーナⅡ世の目論みは、成功しなかった。

しかも、1773年から1775年にかけて起きたプガチョフの反乱によって、エカテリーナⅡ世は専制君主としての自分の立場を強化するのを感じざるをえなかった。それは、具体的には1775年の地方行政改革に見られる。県などに貴族団を設置し、さらに貴族との間の協調体制を組織し、連携を強化することになった。こうして、エカテリーナⅡ世の治世に権力と教養社会、すなわち貴族文化人との協力を実現しうる時期が訪れることになった。

2.2.3. ノヴィコフの出版活動

次に、エカテリーナⅡ世の被庇護者でもあり、かつ協力者としてのノヴィコフの活動に注目する。本節では、出版者・編集者としてのノヴィコフを中心に扱う。

ノヴィコフは、1744年にモスクワ近郊の中流貴族の家庭に生まれ、イズマイロフスキー連隊に登録された後、1756年にモスクワ大学付属ギムナジウムに入学、1759年までモスクワ大学で学び、フランス語とドイツ語を修得する。1760年、父親の病気のために実家に戻っていたために「授業欠席」として、大学を除籍となる。1762年からイズマイロフスキー連隊に勤務し、1767年に他の貴族と共にモスクワの立法委員会に召集され、第三階層の委員会の書記官として勤務する。1768年にイズマイロフスキー連隊から陸軍中尉で軍に配属されるも、1768年に退役し、出版活動に専念する。

1769年のエカテリーナⅡ世の『一切切切』に続いて、ノヴィコフは風刺雑誌『雄蜂』(1769-70)を科学アカデミー印刷所から刊行した。ノヴィコフは、序文の中で雑誌発行の目的について、「自分の祖国に少しでも何か有益でありたいと長く考えました。・・・ついに他人の作品を発行することによって、私達の同胞に益をもたらすことができると思いつきました。私は、序文以外、あまり作品を書くつもりはありません。送られてくる書簡、散文や詩、翻訳作品を、とくに官吏の道徳の矯正に関する風刺的、批判的作品を掲載します。この種の作品は、道徳の矯正により、大きな益をもたらすと考えるからです」とし、「道徳の矯正を取り扱った作品を雑誌に掲載することが、祖国に益をもたらす」とノヴィコフが確信している姿が窺える⁶²。

こうして、ノヴィコフは雑誌の主要方針を「道徳の矯正」と定め、人間に対する風刺(сатира на лицо)とした。雑誌の中で、啓蒙とはほど遠い無教養の貴族や地主、寵愛主義、官僚主義や汚職などの貴族社会が抱える社会問題を積極的に題材として採用し、宮廷や国家機構で働く勤務貴族と地主貴族の道徳の退廃を風刺によって、読者に示した。

このような風刺の態度は、エカテリーナⅡ世を苛立たせることになる。エカテリーナⅡ世は、『一切切切』のなかでペンネーム「アフィノゲン・ペロチノフ」を使ってノヴィコフに、1)弱点は欠点ではない、2)いつでも人間愛を持って、3)完璧な人間を探そうと思える、4)温良さと寛容の精神を与えてくれるように神に祈ることが風刺の原則であると警告し、風刺とは道徳を風刺すること(сатира на нравы)であるとの立場をとり、ノヴィコフの人間に対する風刺と対抗することになる⁶³。

風刺原則に関するノヴィコフとエカテリーナⅡ世の論争は、ベルコフによれば「純粋に文学的性情」を有しておらず、論争は「有害な社会現象だけでなく、官僚や行政機構を非難し、エカテリーナⅡ世をも含めた『貴族』の行動に対する怒り」⁶⁴を表現する権利を求めた政治的傾向を持っていた。

ノヴィコフの『雄蜂』の発行部数は当初626部であったが、1769年末には1,240部にまで増加し、人気は読者の間で高まっていた。一方、エカテリーナⅡ世の『一切切切』の部数は、無料で配布した1,692部から500部にまで減少していた。エカテリーナⅡ世は、この状況に危険を察知していたに違いない。1770年4月の最終号にノヴィコフは、「私と読者の願いに反して、私は皆さんとお別れします。私の置かれている状況と皆さんの情報をほしいと願う気持ち(жадность к новостям)は良くないことであり、(廃刊の)原因となっているようです」⁶⁵と書き記し、自らの意志に反して雑誌を廃刊することになったと直接読者に説明している。

こうして、『一切切切』に続いて、『雄蜂』も廃刊となった。御用作家のV.G.ルバン(1742-95)

が雑誌『働き蟻(Трудолюбивый муравей)』(科学アカデミー印刷所刊行)の第1号で、「週刊の『雄蜂』と月刊の『おしゃべり(Пустомеля)』(科学アカデミー印刷所刊行)の発行が、1770年の年末を待たずして終結しました。5月から刊行された雑誌だけが他の雑誌のような検疫(карантин)にかからず、1770年末まで発行されました」⁶⁶と記している。

1769年と1770年にノヴィコフの雑誌を含めて、次々と雑誌が廃刊を余儀なくされた原因に関しては、明確な証拠となる資料はないが、科学アカデミー出版物の検閲史を記したチュリチェフが「1769年の風刺雑誌の審査を統括していたのは、エカテリーナⅡ世だったことは間違いない」⁶⁷と主張しているように、閉鎖の意向が印刷の最終認可権を握っていたエカテリーナⅡ世によって示されたためだと考えられる。

雑誌『雄蜂』廃刊後でも、ノヴィコフは科学アカデミー印刷所から『画家』(1772-73)、砲兵技術幼年学校印刷所から『財布(Кошелёк)』(1774)、陸軍幼年学校印刷所から『朝の光(Утренний свет)』(1778-80)などの雑誌を次々と発行し、出版活動を活発に展開している。これは、エカテリーナⅡ世がノヴィコフの出版活動を正面切って妨害しなかったことを示している。とくに『画家』は、読者に人気を博したとされる。

ノヴィコフとエカテリーナⅡ世は、風刺原則や農民問題をめぐって厳しく対立した。だが、その一方で、啓蒙事業を展開して開明的読者層を拡大させる点や、外国文化や習慣を性急に採用することによるロシアの教養社会への悪影響を憂慮する点で、両者は一致していた。そのため、両者の間には協力関係が存在した。

例えば、風刺雑誌を発行する一方で、ノヴィコフは1772年にロシアの18世紀作家名鑑にあたる『ロシア人作家に関する歴史辞典の試み』を刊行し、ロシア人作家の優秀さを大いに宣伝する。序文でノヴィコフは「ロシアにおいて科学と芸術が広まり、私達の作家は知られるようになっている」⁶⁸と記し、300人余りのロシア人作家の功績や才能を示すことで、ロシア国民がいかに優秀であるかを読者に示そうとした。

続けて、「ロシア人の精神の偉大さについて」というタイトルの序文で「幸いなことにわが国では全ての人々がフランスにかぶれていませんでした。わがロシアの祖先の習慣や生活についての作品を大いなる関心を持って読んでくれる多くの人々がいます」とし、「ロシア古代史の愛好家に、私の作品を捧げます。あなた方は私の作品から有益なことを学び、自分のためにその学んだことをいかせるでしょう」⁶⁹とフランスの流行を真似ることの無益さとロシアの古代ロシアの習慣や生活などを読者に知らせることを目的に、2ヶ月毎に定期刊行物『古代ロシア書誌』を1773年から1775年にかけて発行している。ノヴィコフは、明らかにロシアの民族的基盤にたったロシア社会の変革を望んでいた。この定期刊行物の出版には、ミュラーやシチェルバートフなどロシアの著名な歴史家が、資料を提供する形で参加している。

こういったロシアの歴史に関するノヴィコフの出版活動に対しては、エカテリーナⅡ世は補助金を出し、資金的援助をおこなっている⁷⁰。そのため、この定期刊行物の序文で、ノヴィコフは「祖国の賢母である私達の啓蒙の庇護者は、庇護者が所蔵する多くの稀少な書籍を私に教示してくれ、さらに私を鼓舞してくださいました」⁷¹とエカテリーナⅡ世の積極的な協力の立場を示し、啓蒙の庇護者としてのエカテリーナⅡ世を賞賛している。

ノヴィコフは書籍出版活動をおこなう目的について、1773年に『画家』の中で「作家は、より多くの良書をより多くの読者に届けるために、出版業や書籍販売業の過程に関与すべきである」と明確に言明し、さらに続けて「恩恵を受けるのは、中間業者ではなく、作家や読者であるべきである。

それ故、出版業はビジネスではなく、社会奉仕であり慈善活動である」⁷²と主張している。

また、ノヴィコフはエカテリーナⅡ世の宮内官フラポヴィツキーに宛てた書簡で、「私が『古代ロシア書誌』を送付したことにに関して、貴方は感謝の言葉をくれました。しかし、お気づきのことと思いますが、紙質はそんなによくありません。全てを一気に成し遂げることはできません。書物ができるだけ安く販売し、全ての階層が読書したいと思えるように努力しています」⁷³と書き記している。これは、ノヴィコフの出版活動の目的が多く読者にいかに安く、書籍を提供することであったことを示している。

前述のように、ノヴィコフは出版活動を利益目的からではなく、読者層を増やすこと、すなわち、開明された人の数を増やすことを目的におこなっていたのである。

1773年ノヴィコフは書籍商 K. ミュラーと共に「書籍出版促進協会」を設立し、エカテリーナⅡ世が設立に関与した「外国書籍翻訳促進協会」、及び科学アカデミーとの間で出版契約を締結している。

ノヴィコフは1773年に雑誌『画家』で、「陛下は外国書籍翻訳促進協会を設立し、翻訳者への支払いのために5,000ルーブルを拠出することを決めました。この協会の活動は、多くの益をもたらすことができます。翻訳者は、誠実な方法で稼ぐことができます。・・・科学は自由を愛し、自由に思考できる所では科学はより広まります。どれだけの益が翻訳促進協会の下で翻訳された書籍からもたらされるかは、祖国を愛する読者にはおわかりでしょう」⁷⁴と述べ、エカテリーナⅡ世が設立した翻訳促進協会が科学を発展させ、ロシア社会に多くの益をもたらすものとして高く評価している。

先にも説明したように、ロシア社会に啓蒙と科学を進展させる必要性を自覚していたこと、さらに外国文化ではなく、ロシアの民族的基盤に立っていることが、ノヴィコフとエカテリーナⅡ世との協力関係の基礎となっている。「書籍出版促進協会」が設立された1773年当時ロシアではロシア語で書籍を印刷できる印刷所は、官営印刷所しか存在していない。ノヴィコフはこの時期から、独自の印刷所を所有していないにもかかわらず、官営印刷所を通じて雑誌の出版活動を積極的におこなっていた。

この協会の設立と活動は、啓蒙活動が目的のノヴィコフと商業的活動が目的の書籍商ミュラーとの利益が一致した結果生まれたものであり、出版活動がすでにこの時代において知的活動と経済活動が融合した産業分野に成長しつつあることを証明している。また、出版者としてノヴィコフとミュラーは、書籍の販売活動にも積極的に乗り出している。ノヴィコフはモスクワ以外の16都市に書店を開設し、活発な販売活動をおこない、『サンクト・ペテルブルグ報知』や科学アカデミーの書籍の巻末に書籍の広告を掲載した。さらに、大量購入や予約購読に対する値引きをおこない、出版物の販売促進活動を展開している⁷⁵。

ただし、こうした活発な出版・販促活動は前述のように、慈善活動が出版目的であるとノヴィコフが考えていたため、協会は出版活動から利益を得ることができず、経営状態は悪化していた。したがって、自ずとその慈善活動にも限界があった。1773年に設立された「書籍出版促進協会」は翌年の1774年には活動を停止し、その間に出版された図書は8タイトルのみだった。活動停止の一番大きな理由は、ノヴィコフが印刷代を支払うことができなくなったためであるとされている⁷⁶。

ノヴィコフの他にも自らの出版事業で返済不可能な巨額の負債を負った作家として、スマローコフやエミンなどを挙げることができる。また、カラムジン研究の中で、藤沼貴も「18世紀のロシアでは雑誌発行が赤字になることは常識であった」⁷⁷と書き記している。ノヴィコフが出版活動で長

年に渡って借金を重ねていたことは、1783年に科学アカデミー院長に就任したダーシコヴァ公爵夫人がノヴィコフ宛てに出した借金返済を求める書簡⁷⁸からも明らかである。ノヴィコフが1773年に科学アカデミー出版所に印刷発注した『ロシア作家に関する歴史辞典の試み』の印刷費用約839ルーブルを、科学アカデミーはノヴィコフから1783年まで回収できずにいた。そのため、ダーシコヴァ公爵夫人は、1783年11月にモスクワ大学理事のシュヴァーロフに対して、ノヴィコフの借金問題の解決に力をかけてほしいとの内容の書簡を送っている⁷⁹。ダーシコヴァ公爵夫人の訴えは成功し、ノヴィコフから1784年2月22日付けで839ルーブル11カペイカが支払われたことが、科学アカデミー官房の文書に残されている。

その一方で、ノヴィコフはさらなる出版活動の活路を求めてモスクワに転居し、1779年にモスクワ大学印刷所と賃貸契約を締結している。この転居の理由について、書誌学者マーカーは「1770年代半ばまでに作家らはエカテリーナⅡ世に幻滅し、サンクト・ペテルブルグから完全撤退を開始した。この首都からの離散には様々な側面がからんでいた。……ロシアの教養人の知的活動、とくに出版活動がそれまで依存してきた単純な構造に収まりきれなくなり、文学的エリート層を一つの都市と一つの出版網に保持することが不可能になった」⁸⁰と指摘している。また、藤沼貴は「モスクワとサンクト・ペテルブルグとの文化が分けられたことは、フリーメーソンの活動と深くかかわっている」と意見を述べ、「ノヴィコフの出版活動もフリーメーソンの活動の一環だった」⁸¹と説明している。前述のように、この時期ロシアでは出版活動を含めて、文化の中心地はサンクト・ペテルブルグとモスクワに分かれていた。そして、グコフスキーが述べているように、「モスクワは自立した貴族グループの活動拠点」⁸²となり、エカテリーナⅡ世がいる場所から離れたことによって、貴族文化人は自由に集まり、政治問題を含めて様々な問題を討議するようになっていた。

モスクワ大学との契約締結により、ノヴィコフはモスクワ大学印刷所の経営、活字鋳造、書店経営、及び新聞『モスクワ報知』の出版に関する権利を10年間得ることになる。こうして、ノヴィコフは独自の印刷所を確保し、その出版・啓蒙活動は一気に拡大する。

ここからの10年間はノヴィコフにとって最も充実した出版・啓蒙活動時期に相当し、ノヴィコフの周囲にはモスクワやペテルブルグなどの文化人が集まり、それはノヴィコフ・サークルとも呼ばれていた。その中にはフォンヴィーゲンも、ラジーシチェフも含まれ、彼らもノヴィコフが出版した雑誌などに作品を寄稿している⁸³。

1781年に、ノヴィコフはモスクワ大学で教鞭をとっていたフリーメーソンの活動家、ドイツ人ヨハン・シュワルツ教授(1751-84)と共に、「友好学術協会(Дружеское ученое общество)」を設立した。この協会は子供の正しい訓育に有用な書物を出版することを目的に設立されるが、雑誌2点を発行しただけで、書物の販売不振で協会の活動は短期間で終わっている。

この時期のノヴィコフの出版啓蒙活動について、歴史家であり、作家のS.N.グリンカ(1776-1847)は「賢い、精力的な、進取の気性に富んだニコライ・イヴァノヴィチ・ノヴィコフは、『モスクワ報知』、『画家』やその他の様々な書籍の発行により若干の貴族の頭脳に素晴らしい影響を与え、自らに続いて社会を動かすこと、贅沢な喜びを愛する環境にある彼らに思考することを教えた」⁸⁴と評し、彼の出版活動が貴族の知的活動の歩みを大きく前進させたことを高く評価している。

ノヴィコフの出版活動を含めた貴族文化人などの出版啓蒙活動に対して、この第Ⅰ期においてエカテリーナⅡ世は、時には出版活動への資金提供といった形で庇護を与え、文化人とは協力関係にあった。また、出版統制法令に関してもこの時期は印刷所の設立にちなんだ営業規制関連の法律しか出されていないことも、エカテリーナⅡ世の協力的姿勢を示している。

これは、エカテリーナⅡ世の優先方針が出版産業を啓蒙活動のひとつとして振興することにあつたことから説明がつく。また、エカテリーナⅡ世自身が地方改革を初めとして、貴族との協力体制をとろうとしていたからである。

エカテリーナⅡ世の治世では、風刺の精神を頌詩、寓話詩、論評などあらゆる文学の形式に見ることができた。国家勤務と並行して文芸活動をおこなっていた貴族文化人は、意見を公に雑誌などに発表でき、読者層に議論し、判断を問う機会をえることになった。藤沼貴が「個人的発話の時代の始まりを具体的に示している現象は、ジャーナリズムの出現と発展である」⁸⁵と指摘するように、雑誌が出現したことはジャーナリズムが誕生したことであり、貴族文化人が意見の発言場所、すなわち議論をする場所を持てるようになったことを意味する。

以上見てきたように、第Ⅰ期のエカテリーナⅡ世と貴族文化人との関係は、たとえ貴族文化人が批判者であっても、まだ両者の関係は庇護者と庇護される者の立場にあり、協力関係が成立していた。貴族文化人はエカテリーナⅡ世の大きな啓蒙文化プロジェクトという枠組みにおいて批判者だった。

2.2.4. 審査基本方針の確立

第Ⅰ期の第二の特徴は、書籍の審査基本方針が確立されたことである。1763年のエカテリーナⅡ世の極秘命令書に「法と公序良俗に背き、ツァーリとロシア国家に反するもの」とすでに審査方針が明確に記されている。これは時には表現形式が変わることはあっても、エカテリーナⅡ世の治下に見られる出版統制の根底に流れる重要方針になっている。

第Ⅰ期においては書物の事前審査は、各官営印刷所の私的責任、つまり幹部による内部審査のみとなっている。例えば、科学アカデミーの印刷所については、書物の印刷に関する認可権は科学アカデミー官房が掌握していたとされる。しかし、最終判断にはエカテリーナⅡ世が関与していた。

ただし、1913年にエカテリーナⅡ世時代の検閲史を記したセメンニコフが「実際にアカデミー印刷所に印刷のために回された書籍で、不認可になった例は極めて少なかった。調べたところ3件のみだった」⁸⁶と述べている。このように、第Ⅰ期では印刷許可が出なかった作品数は少なく、不認可理由も少なくとも政治的なものではなく、表現や内容がふさわしくないというものだった。

第Ⅰ期で数少ない問題となった作品は、1764年9月に科学アカデミー印刷所で300部印刷されたポーランド国王スタニスワフ・アウグスト・ポニャトフスキ(1732-98 在位1764-95)に関するスマローコフの頌詩である。この作品はエカテリーナⅡ世の特別命令により廃棄されたと、科学アカデミーの官房日誌に記されている⁸⁷。廃棄理由について、1958年に「エカテリーナⅡ世時代の検閲史」を記したシャムライは、「エカテリーナⅡ世にとっては納得できない政治的内容があつたのか、もしくはポニャトフスキとの個人的関係について暗示があつたことが気にいらなかったかのいずれかの理由であろう」⁸⁸と述べている。この作品は廃棄されたにもかかわらず、作者であるスマローコフ自身に対する処罰は何も下されていないのは、その理由が政治的なものでなかったことを意味すると考える。

一方、エミンは手書きで風刺作品『1765年1月1日に見た夢』を書いている。それを読んだエカテリーナⅡ世から「誹謗文書を作成した大胆不敵な行動は、厳罰にあたいするが恩寵をかけてペトロパヴロフスキー要塞に2週間収監する」との命令が1765年5月に出され、エミンは処罰を受けている⁸⁹。しかし、その後もエミンは著作活動を続けることが許されている。

その他には1769年に刊行され、社会問題を大胆にとりあげた風刺雑誌『雑録(Смесь)』(科学アカデミー印刷所発行)に掲載された翻訳作品がエカテリーナⅡ世の不快感を呼び起こしたことが、科学アカデミー院長オルロフの指示書に書き記されている⁹⁰。だが、この場合は「アカデミー印刷所で印刷された『雑録』の翻訳作品の一部が好ましくなかったことから、今後は印刷する前に作品を検閲人に送付するように」と記されているだけで、実際の処罰には至っていない。

以上のように、エカテリーナⅡ世の治世初期においては出版統制に関する事件は、エピソード的なものしかない。1780年代中頃までエカテリーナⅡ世は文学界との公の闘いを避けて、許容限度を越えた作家を踏みとどませるために、エミンの刑務所への収監、風刺雑誌の極秘の閉鎖といった非公開の方法をとったり、親戚と債権者のクレームという文学活動に関係のない口実でスマローコフの書籍出版活動を禁止したりした⁹¹。エカテリーナⅡ世は、基本的には文芸活動の指導者、庇護者の立場をとり続けている。

また、前述したように、第Ⅰ期においては、内容規制にあたる検閲の事例はほんのわずかしかない。しかも、法令もエカテリーナⅡ世からは勅令という形では発布されておらず、元老院令の形式で出されているのみである。これはエカテリーナⅡ世が、第Ⅰ期においては出版物の事前審査をおこなう正式な機構を整備しようとする意志がなかったことを意味する。だが、その一方ではすでに審査基本原則は、1763年に検討され、確立されていた。

¹ Штрэнге М.М. Русское общество и французская революция. 1789-1794 гг. М., 1956. С.22.

² 木崎喜代治『マルゼルブ』岩波書店、1986年、17-23頁。

³ Даль В.И. Толковый словарь живого великорусского языка. М., 1955. С. 573.

⁴ Янковский Н. Новый словотолкователь, расположенный по алфавиту. 1806.

⁵ Семенников В.П. К истории цензуры в Екатерининскую эпоху. // Русский библиофил. 1913. С.52-71.

⁶ Там же. С.52.

⁷ Шамрай Д.Д. Цензурный надзор над типографией сухопутного шляхетного кадетского корпуса. // XVIII век. Сб.2. М.-Л., 1940. С.308.

⁸ Тюличев Д.В. Цензура изданий Академии Наук в XVIII в. // Сборник статей и материалов библиотеки АН СССР по книговедению. Л., 1970. С.94.

⁹ Там же. С.95.

¹⁰ Marker G. Publishing, Printing and the Origins of Intellectual Life in Russia. 1700-1800. Princeton University Press. 1985. P.214.

¹¹ Чернуха В.Г. Цензура в Европе и России. // Цензура в России: История и современность. СПб., 2001. С.8-14.

¹² Сборник постановлений и распоряжений по цензуре с 1720 по 1862 год. СПб., 1862. С.3-4.

¹³ 聖職参議会は1721年2月に宗務院と改称される。宗務院は、元老院と同様に中央行政機関のひとつとなる。

¹⁴ Сборник постановлений. С.4.

¹⁵ Там же.

¹⁶ Русская журналистика в документах. История надзора. М., 2003. С.25.

¹⁷ 『Санкт-Петербург報知』は1728年に歴史学者ミュラーの下で編纂・発行され、18世紀には週2回、1800年からは毎日発行された。公式の新聞で、国内外の事件、公示、演劇と書籍について書かれていた。最初は700部、最初の販売価格は4カペイカで1917年まで発行されている。

¹⁸ Сборник постановлений. С.9-10.

¹⁹ Тюличев. Указ. соч. С.88.

²⁰ Сборник постановлений. С.10-11.

²¹ Тюличев. Указ. соч. С.88-90.

²² Там же. С.92-93.

²³ Сборник постановлений. С.11-13.

²⁴ Там же. С.13-15.

²⁵ Там же. С.15-16.

²⁶ Пекарский П.П. Наука и литература в России при Петре Великом. СПб., 1862. Т.II. С.635-636.

²⁷ Скабичевский А. Очерк истории русской цензуры. СПб., 1892. С.6.

- 28 Западов В.А. Краткий очерк истории русской цензуры 60-90-х годов XVIII века. Л., 1971. С.94-135.
- 29 Семенников. Указ. соч. С.53-54.
- 30 Там же. С.54-56.
- 31 佐々木照央「エカテリーナ II 世の時代の検閲について」Regional Information Network Society, 1983 年, 72 頁.
- 32 Сборник постановлений. С.230-232.
- 33 Западов. Указ. соч. С.105.
- 34 Marker. Op. cit. P.104.
- 35 Болебрух А.Г. Передовая общественно-политическая мысль второй половины XVIII в. и царизм. Днепропетровск. 1979. С.12.
- 36 Западов. Указ. соч. С.99-101.
- 37 Там же. С.104.
- 38 Самарин А.Ю. Развитие книгопечатания и цензура в России (1750-х начала 1780-х годов). // Век Просвещения. Вып.2. М., 2009. С.121-152.
- 39 Болебрух. Указ. соч. С.11.
- 40 Там же.
- 41 木崎喜代治 前掲書, 33-34 頁.
- 42 Шамрай. Цензурный надзор. С.293.
- 43 Западов. Указ. соч. С.102.
- 44 Там же.
- 45 Сборник постановлений. С.18-19.
- 46 Сводный каталог русской книги гражданской печати XVIII века. 1725-1800. Т.V. С.278-290.
- 47 Сборник постановлений. С.20-21.
- 48 Там же. С.21-22.
- 49 Там же. С.22.
- 50 モスクワ大学により 1756 年から 1917 年まで編纂、発行された。1842 年までは週二回発行、1859 年からは毎日発行された。編纂者はモスクワ大学のバレソフ教授やチェボタリョフ教授などだったが、1779 年から 1789 年まではノヴィコフが編纂した。『報知』は公式の性格を持ち、法令、宮廷の情報、戦地情報、国外の情報まで 18 世紀のロシアの文化や生活についての情報を載せていた。
- 51 Сборник постановлений. С.23-24.
- 52 Западов. Указ. соч. С.106.
- 53 Там же.
- 54 Marker. Op. cit. P.105.
- 55 Сводный каталог. Т.IV. С.278-290.
- 56 1767 年にエカテリーナ II 世が新法典を策定するために召集し、諸階層（農奴制下の農民を除き）の代表者によって構成された委員会。だが、委員会は貴族＝農奴制論者の圧倒的優勢のため、なんら具体的な成果も出すことなく、1768 年に対トルコ戦争開始にともなって、解散させられた。委員会召集時に発布されたのが『訓令』であり、モンテスキュー、デイドロ、ベッカリアなど、西欧の啓蒙家の見解がきらびやかにちりばめられている。目的は啓蒙専制君主制の原則を基礎づけることであった。
- 57 Семенников В.П. Собрание старяющегося о переводе иностранных книг, учрежденное Екатериной II. СПб., 1913. С.26-27.
- 58 Тюличев. Указ. соч. С.105.
- 59 イギリスで、自ら「風俗と道徳の検閲官」をもって任じた作家アディソンとスティールにより 1711 年から 1712 年にかけて発行された道徳雑誌で、1714 年からアディソンだけで、再び刊行されている。この雑誌はロシアの雑誌にも影響を与え、この雑誌の掲載論文が直接ロシア語に訳され、ロシアの雑誌に掲載されている。
- 60 Берков П.Н. История русской журналистики XVIII века. М., 1952. С.161.
- 61 エカテリーナ II 世が書いた喜劇は、『おお時よ(О, время!)』、『ヴォルチャルキナ夫人の名の日(Именины госпожи Ворчалкиной)』、『名門貴族の玄関の間(Передняя знатного боярина)』、『家族とヴェストニコヴァ夫人(Госпожа Вестникова с семьей)』、『人嫌いの花嫁(Невеста невидимка)』の 5 つとなっている。
- 62 Сводный каталог. С.201-202.
- 63 Живов В. Всякая всячина и создание Екатерининского политического дискурса. // Eighteenth-Century Russia: Society, Culture, Economy. Wittenberg. 2004. С.139-155.
- 64 Берков. Указ. соч. С.173.
- 65 История русской журналистики XVIII-XIX веков. под редакцией проф. Западов А.В. М., 1966. С.55.
- 66 Сводный каталог. Т.IV. С.201.
- 67 Тюличев. Указ. соч. С.108.
- 68 Новиков Н.И. Опыт исторического словаря о российских писателях. СПб., 1772. // М., 1987.
- 69 Новиков Н.И. Избранные сочинения. М.-Л., 1951. С.373-374.
- 70 Сводный каталог. Т.IV. С.127-128.

-
- 71 Новиков. Избранные сочинения. С.374.
72 Marker. Op. cit. P.130.
73 Глинка С.Н. Записки. 1895. // М., 2004. С.24.
74 Семенников. Собрание старающегося. С.26.
75 Берков П.Н. Сатирические журналы Н.И.Новикова. М., 1951. С.439-441.
76 Семенников. Собрание старающегося. С.20.
77 藤沼貴『近代ロシア文学の原点ニコライ・カラムジン研究』れんが書房新社, 1997年, 249頁。
78 Дашкова Е.Р. Письмо Н.И.Новикову об оплате типографских расходов. // О смысле слова «воспитание». М., 2001. С.293.
79 Дашкова Е.Р. Письмо И.И.Шувалову о долгах Н.И.Новикова Академии наук. М., 2001. С.294.
80 Marker. Op. cit. P.99.
81 藤沼貴 前掲書, 80頁。
82 Гуковский. Указ. соч. С.222.
83 Глинка. Указ. соч. С.21.
84 Там же. С.23-24.
85 藤沼貴 前掲書, 78頁。
86 Семенников. К истории цензуры. С.59.
87 Там же. С.58.
88 Шамрай Д.Д. К истории цензурного режима Екатерины II. М.-Л., 1958. С.189.
89 Там же. С.202.
90 Там же. С.189.
91 Западов. Указ. соч. С.98.